



栃木県公報

令和4(2022)年
9月30日(金)
号外
第55号

目次

規 則	
○栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正	1
○栃木県療育手帳交付規則の一部改正	1
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正	4
訓 令	
○栃木県職員服務規程の一部改正	5
教育委員会	
○県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正	10
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正	14
人事委員会	
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部改正	19
企 業 局	
○栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正	22

規 則

栃木県規則第34号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年栃木県規則第75号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(償還期間等) 第3条 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(10) 略 <u>(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第24条第2項に規定する資金 12年以内</u> 2 略	(償還期間等) 第3条 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とする。ただし、次の各号に掲げる資金に係る貸付金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(10) 略 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業木材産業課）

栃木県規則第35号

栃木県療育手帳交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条、第7条、第8条、第9条関係)

療育手帳交付等申請(届出)書

3cm
4 cm
写真

栃木県知事様

次のとおり申請(届出)いたします。

1. 交付申請(新規・他県からの転入 ※1)
2. 程度確認
3. 再交付申請(破損・紛失・余白なし・その他)
 - 記載事項変更なし
 - 記載事項変更(本人欄・保護者欄)
5. 返還 ※2
(他県への転出・治癒・死亡・その他)

年 月 日

申請者氏名

(本人・保護者・後见人・施設長・市町長)

(写真は縦4cm、横3cmで無帽(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で上半身を写したものであること。)

手帳番号	交付年月日
	年 月 日

本人欄	個人番号		生年月日	年 月 日	
	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			

※ 施設・グループホームに入所している場合、施設名を記入してください。

施設名 援護を行う市町(市・町)

保護者欄	フリガナ			続柄	<input type="checkbox"/> 18歳以上の者 で保護者欄記載 希望なし
	氏名				
	住所	〒			

※1 他県からの転入の場合、前住所と旧療育手帳番号を記入してください。

本人前住所 旧療育手帳番号

※2 返還の場合、返還事由発生年月日を記入してください。年 月 日

市町確認欄 (本人)	フリガナ			生年月日	年 月 日	M・W	<input type="checkbox"/> 本人欄の記載が 住民基本台帳の 記録と同じであ る事を確認
	氏名						
	住所						

※ 本人欄の記載が住民基本台帳の記録と異なる場合等は、市町確認欄に記入してください。

判定機関記入欄

障害程度	障害名・合併障害	身障等級	判定年月日	次期判定年月
			年 月 日	年 月

- 1 障害者総合相談所
- 2 中央児童相談所
- 3 県南児童相談所
- 4 県北児童相談所

受付(確認)印

市福祉事務所・町	判定機関	処理機関	宛名更新
			情報更新

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県規則第36号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県知事 福田 富一

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、省令第2条第1項の表1又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて、明示することを要しないこととなる同項の表1又は表3に掲げる図書</p> <p>ア 前項第3号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>イ 前項第4号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(認定しない旨の通知)</p> <p>第5条 知事は、法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、省令第2条第1項の表1又は表2の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて、明示することを要しないこととなる同項の表1又は表2に掲げる図書</p> <p>ア 前項第3号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>イ 前項第4号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合にあっては、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(認定しない旨の通知)</p> <p>第5条 知事は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）があった場合において、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。</p>

(長期優良住宅建築等計画等の変更への準用)

第8条 前3条の規定は、法第8条第1項の認定について準用する。この場合において、第5条中「法第5条第1項から第7項まで」とあるのは「法第8条第1項」と、「法第6条第1項各号」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第1項各号」と、「法第6条第4項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第4項」と、第6条中「法第6条第2項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第2項」と、「省令第2条第1項」とあるのは「省令第8条」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

(取りやめる旨の申し出)

第10条 法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第4号）に認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

(長期優良住宅建築等計画の変更への準用)

第8条 前3条の規定は、法第8条第1項の認定について準用する。この場合において、第5条中「法第5条第1項から第5項まで」とあるのは「法第8条第1項」と、「法第6条第1項各号」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第1項各号」と、「法第6条第4項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第4項」と、第6条中「法第6条第2項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第2項」と、「省令第2条第1項」とあるのは「省令第8条」と読み替えるものとする。

(取りやめる旨の申し出)

第10条 法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画_____に基づく_____建築又は維持保全を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（別記様式第4号）に認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

別記様式第1号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 「長期優良住宅建築等計画等」とは、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画のことをいいます。

別記様式第3号中「及び」を「又は」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 「長期優良住宅建築等計画等」とは、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画のことをいいます。

別記様式第4号中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 「認定長期優良住宅建築等計画等」とは、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画のことをいいます。
- 3 「長期優良住宅建築等計画等」とは、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画のことをいいます。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(住宅課)

訓 令

栃木県訓令第8号

本 庁
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業承認等)</p> <p>第30条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月 <u>（当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間）</u>前までに、育児休業承認請求書（別記様式第23号の3）を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児休業承認等)</p> <p>第30条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月 _____ 前までに、育児休業承認請求書（別記様式第23号の3）を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。<u>この場合において、職員の育児休業等に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）第3条第5号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、育児休業等計画書（別記様式第23号の3の2）を併せて提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>
<p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第30条の3 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書（別記様式第23号の5）を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。この場合において、<u>同条例第11条第6号</u>の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、<u>育児短時間勤務計画書（別記様式第23号の5の2）</u>を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第30条の3 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書（別記様式第23号の5）を所属長を経て人事課長に提出しなければならない。この場合において、<u>同条例第11条第5号</u>の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、<u>育児休業等計画書（別記様式第23号の3の2）</u>を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

別記様式第23号の3を次のように改める。

別記様式第23号の3 (第30条の2関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

栃木県知事 様

所属名

職氏名

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の6第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。
- 3 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する□には、レ印を記入すること。

別記様式第23号の3の2を削る。

別記様式第23号の5注2中「第4条第1項第1号」を「第1条の6第2項第1号」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第23号の5の2 (第30条の3関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

栃木県知事 様

所属名

職氏名

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生 年 月 日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

別記様式第23号の6注2中「第4条第1項第1号」を「第1条の6第2項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(人事課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第9号

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校職員服務規程及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 (県立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 県立学校職員服務規程(昭和32年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業承認等)</p> <p>第23条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の1月(当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間)前までに、様式第14の2による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児休業承認等)</p> <p>第23条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の1月 _____ 前までに、様式第14の2による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、職員の育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条第5号の規定により、子を養育するための計画について申し出ようとする職員は、様式第14条の3による育児休業等計画書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第23条の3 職員は、職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により、育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、様式第14の5による育児短時間勤務承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第6号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、様式第14の5の2による育児短時間勤務計画書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(育児短時間勤務承認等)</p> <p>第23条の3 職員は、職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により、育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、様式第14の5による育児短時間勤務承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第5号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、様式第14の3による育児休業等計画書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

様式第14の2を次のように改める。

様式第14の2 (第23条の2関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。
- 3 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第14の3を次のように改める。

様式第14の3 削除

様式第14の5の次に次の1様式を加える。

様式第14の5の2 (第23条の3関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

補職名

氏 名

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成7年栃木県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第3号

本 局
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業承認等)</p> <p>第35条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月(当該請求に係る子の出生の日から職員が育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、2週間)前までに、育児休業承認請求書(別記様式第24号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。</p>	<p>(育児休業承認等)</p> <p>第35条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定により職員が育児休業の承認を請求するときは、その休業を始めようとする日の1月 _____ _____ _____前までに、育児休業承認請求書(別記様式第24号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。この場合において、職員が育児休業等に関する条例(平成4年栃木県条例第2号)第3条第5号の規定により子を養育するための計画について申し出</p>

2・3 略

(育児短時間勤務承認等)

第35条の2 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第25号の2)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第6号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、育児短時間勤務計画書(別記様式第25号の3)を併せて提出しなければならない。

2・3 略

ようとする職員は、育児休業等計画書(別記様式第24号の2)を併せて提出しなければならない。

2・3 略

(育児短時間勤務承認等)

第35条の2 職員の育児休業等に関する条例第13条の規定により職員が育児短時間勤務の承認を請求するときは、その勤務を始めようとする日の1月前までに、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第25号の2)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。この場合において、同条例第11条第5号の規定により、子の養育をするための計画について申し出ようとする職員は、育児休業等計画書(別記様式第24号の2)を併せて提出しなければならない。

2・3 略

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号 (第35条関係)

育児休業承認請求書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長	
	（同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。（写しでも可）
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条の6第2項第1号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。
- 3 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 該当する口には、レ印を記入すること。

別記様式第24号の2を削る。

別記様式第25号の2注2中「第4条第1項第1号」を「第1条の6第2項第1号」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第25号の3 (第35条の2関係)

育児短時間勤務計画書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

所属名

職氏名

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について、次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年月日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

期記様式第26号注2中「第4条第1項第1号」を「第1条の6第2項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第15号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる職員、法第26条の2の規定により修学部分休業をしている職員、法第26条の3の規定により高齢者部分休業をしている職員又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員(これらの規定による育児休業で次に掲げるものをしてい</p> <hr/> <p>者を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる職員、法第26条の2の規定により修学部分休業をしている職員、法第26条の3の規定により高齢者部分休業をしている職員又は育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員(これらの規定による育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である者を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p>

第14条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 略

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員又は育児・介護休業法第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員（これらの規定による育児休業で第7条第2項第2号ア及びイに掲げるものをしてしている者を除く。）として在職した期間

(3)～(11) 略

第14条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 略

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員又は育児・介護休業法第5条の規定により育児休業をしている無給派遣職員（これらの規定による育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である者を除く。）として在職した期間

(3)～(11) 略

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別休暇）</p> <p>第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(12)の3～(17) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(12)の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(12)の3～(17) 略</p> <p>2・3 略</p>

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の育児休業等に関する規則（平成11年栃木県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条 条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日（任命権者が定めるところにより勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条及び第10条において同じ。）が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>	<p>（条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条 条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日（任命権者が定めるところにより勤務時間が割り振られた日をいう。以下この条及び第8条において同じ。）が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>

(条例第2条の3第3号の人事委員会が定める特別の事情)

第3条 条例第2条の3第3号の人事委員会が定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合)

第4条 条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において保育を受けること又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けることを希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～ウ 略

エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合

(条例第2条の4の人事委員会が定める特別の事情)

第5条 第3条の規定は、条例第2条の4の人事委員会が定める特別の事情について準用する。

(条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合)

第3条 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において保育を受けること又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けることを希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。以下同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～ウ 略

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合)

第6条 第4条の規定は、条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、第4条中「1歳」とあるのは、「1歳6か月」と読み替えるものとする。

第7条～第12条 略

(条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合)

第4条 前条の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳」とあるのは、「1歳6か月」と読み替えるものとする。

第5条～第10条 略

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第6号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年9月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 （第13条関係）		別表第1 （第13条関係）	
特別休暇の対象となる場合	期 間	特別休暇の対象となる場合	期 間
1～13 略		1～13 略	
14 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略	14 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 <u>8週間</u> を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略
15～22 略		15～22 略	

附 則

この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。

（経営企画課）